



お知らせ

国民年金保険料の納付が困難なときは

免除・納付猶予制度のご利用を

国民年金第1号被保険者（20歳以上60歳未満で厚生年金などに加入していない自営業などの人）で、保険料の納付が困難な人は、国民年金保険料免除・納付猶予制度（学生は、学生納付特例制度）を利用できます。

免除制度

保険料の納付が困難な人は、申請して認められると保険料の納付が免除されます。

対象／本人・配偶者・世帯主の所得が一定以下の人

免除の種類

- ① 全額免除（納付なし）
 - ② 4分の3免除（4分の1納付）
 - ③ 半額免除（半額納付）
 - ④ 4分の1免除（4分の3納付）
- ※全額免除以外の人は、減額された保険料を納付しないと、その期間の免除は無効（未納と同じ）になります。

納付猶予制度

保険料の納付が困難で、納付に猶予が必要な人は、申請して認められると、保険料の納付が猶予されます。

対象／本人・配偶者の所得が一定以下で20歳以上50歳未満の人

申請方法

国民年金課または富士年金事務所に申請書を提出してください。

持ち物／年金手帳、免許証等の身分証明書など

注意事項

- ・前年の所得がある人は、所得申告が必要になることがあります。
- ・本人・配偶者・世帯主のいずれかが離職した年の翌々年の6月までの期間について、免除・納付猶予制度を申請するときには、離職票または雇用保険受給資格者証の写しを添付してください。
- ・原則、毎年申請が必要です。

令和3年度分の申請受付

令和3年度分（令和3年7月～令和4年6月分）の免除申請は、7月1日（木）から受付が始まります。

富士年金事務所（〒416-8654 横割3-5-33）

☎(61)1900

国民年金課 国民年金担当（市役所3階）

☎(55)2755 ☎(51)2521

日本年金機構



お知らせ

中心市街地の空き店舗・空きビルを活用しませんか

まちなか活用電話相談窓口

市は、中心市街地の「富士駅周辺地区」と「吉原地区」の商店街エリアで空き店舗や空きビルの利活用を支援・促進するため、情報発信や交流会などを実施しています。今回は、この取組の一つ「まちなか活用電話相談窓口」についてお知らせします。

まちなか活用電話相談窓口とは？

物件を貸したい人、店舗を出店したい人などのための相談窓口です。相談は無料です。主な相談内容は次のとおりです。

◆物件探し

まちなかでの物件探しをお手伝いします

◆マッチング

物件を借りたい、貸したい人のマッチングをお手伝いします

◆*リノベーション

リノベーションの事例や手法を紹介しします

◆資金調達

創業資金の調達を含め、事業計画などについてご相談ください

★用途や機能を変更し、老朽化した建物の価値を再生させるための大幅な改修。



富士山まちづくり株式会社 相談員 鈴木 大介さん

空き店舗や空きビルの利活用について何でもご相談ください！

まちなか活用電話相談窓口

☎(67)1224

とき／平日9時～17時

※相談員が不在の場合、折り返し連絡し、対応します。

問合せ

商業労政課

☎(55)2907 ☎(55)2971

☎sy-youngyou@div.city.fuji.shizuoka.jp